

## 議会運営委員会 協議事項

平成26年11月14日(金)  
午前10時から

- 1 表彰状伝達について
- 2 付託認定議案の審査結果と審議について(資料1)
- 3 請願の審議について(資料2)
- 4 意見書案の審議について(資料3)
- 5 追加提出予定議案について(資料4)  
予算 16件 条例案 20件 その他議案 10件 報告 7件  
合計 53件(うち議案 46件)
- 6 11月定例会議の日程について(資料5)
- 7 議案聴き取りについて(資料6)
- 8 質疑・質問について(資料7)
  - (1) 一般質問について
  - (2) 再質問、関連質問について
  - (3) 議案に関する質疑について
- 9 請願・陳情について  
締切日 11月21日(金)午後5時
- 10 請願の処理経過及び結果の報告について(資料8)
- 11 意見書・決議案について(資料9)
- 12 11月21日の議事予定について(資料10)
- 13 次回の議会運営委員会について  
11月21日(金)議案聴取会終了後
- 14 その他



平成26年定例会追加提出議案件名一覧表(10月17日)

認	定	第5号	平成25年度三重県一般会計歳入歳出決算
認	定	第6号	平成25年度三重県債管理特別会計歳入歳出決算
認	定	第7号	平成25年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
認	定	第8号	平成25年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認	定	第9号	平成25年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計歳入歳出決算
認	定	第10号	平成25年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
認	定	第11号	平成25年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
認	定	第12号	平成25年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認	定	第13号	平成25年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認	定	第14号	平成25年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
認	定	第15号	平成25年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
認	定	第16号	平成25年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
認	定	第17号	平成25年度三重県公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算



平成26年定例会11月定例会 請願審査結果一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分								
審査中分	5	4			1			
計	5	4			1			

(請願)  
(審査中分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めるもの
環境生活 活躍林 水産	請47号	三重県残土条例制定を求める件について	伊賀市木興町1064-286 NPO廃棄物問題ネットワーク三重 代表理事 吉田 ミサヲ	栗野 仁博 森野 真治 岩田 隆嘉	審査中	
教育警察	請48号	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名	藤根 正典 杉本 熊野 藤田 宜三 稲垣 昭義	採択	
教育警察	請49号	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名	藤根 正典 杉本 熊野 藤田 宜三 稲垣 昭義	採択	

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めもの
教育警察	請50号	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津郡田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名	藤根 正典 杉本 熊野三 藤田 宜 昭義 稲垣	採択	○
教育警察	請51号	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについて	津市一身田上津郡田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名	藤根 正典 杉本 熊野三 藤田 宜 昭義 稲垣	採択	

平成26年定例会 11月定例会月会議 意見書案一覧表

平成26年11月

[意見書案]

○教育警察常任委員会提出

- 意見書案第 12 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案
- 意見書案第 13 号 教職員等指導体制の整備の着実な実施及び教育予算の拡充を求める意見書案
- 意見書案第 14 号 保護者負担の軽減と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案
- 意見書案第 15 号 防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の拡充を求める意見書案



意見書案第12号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案

上記提出する。

平成26年10月31日

提出者

教育警察常任委員長 吉川 新



## 義務教育費国庫負担制度の存続と 更なる充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

これまで、平成 16 年の三位一体改革や平成 22 年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきたところであるが、今後も、改革によるこの制度への影響を注視する必要がある。

また、一般財源で措置されている教材購入費や図書購入費、情報関連整備費等において、措置額が基準財政需要額を下回るなどの地域格差が生じているように、厳しい地方財政を背景に、一般財源化は教育の地域格差を拡大させる懸念がある。

その時々々の国や地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を存続し、更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 永田正巳

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

意見書案第13号

教職員等指導体制の整備の着実な実施及び教育予算の拡充を求める意見書案

上記提出する。

平成26年10月31日

提 出 者

教育警察常任委員長 吉 川 新



## 教職員等指導体制の整備の着実な実施 及び教育予算の拡充を求める意見書案

平成 23 年 4 月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われ、小学校 1 年生の学級編制の標準の引き下げや、市町村が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級を編制できる仕組みの構築が図られた。

すでに本県においては、小学校 1 年生及び 2 年生の 30 人学級等が実施されており、少人数学級を実施している学校では、「より個に応じた対応をしてもらっている」、「余裕が持て、落ち着いて子どもと向きあうことができる」といった保護者や教職員からの声が多く聞かれ、大きな成果をあげているところである。

しかし、平成 25 年 8 月、国は、少人数教育の推進やいじめ問題への対応といった個別の教育課題への対応など、今後 7 年間における教職員等指導体制のあるべき姿の整備工程を明示した、世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上 7 か年戦略を公表し、それに基づいて本年度概算要求をしたものの、十分な予算措置は実現していない。

そもそも、平成 23 年における公財政教育支出の対 GDP 比は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均は 5.3% であるのに対して、我が国は最下位の 3.6% である。

山積する教育問題の解決を図り、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にした教育を進めるためには、学級編制標準の更なる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充は不可欠である。

よって、本県議会は、国において、教職員等指導体制の整備の着実な実施及び教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 永田正巳

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第14号

保護者負担の軽減と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案

上記提出する。

平成26年10月31日

提 出 者

教育警察常任委員長 吉 川 新



## 保護者負担の軽減と就学及び修学支援に 関する制度の拡充を求める意見書案

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちの暮らしや学びに大きな影響を与えている。

平成 25 年度文部科学白書においても、意欲ある全ての者の学習機会を確保し、厳しい経済情勢においても、社会を生き抜く力や未来への飛躍を実現する人材を養成するため、社会参画・自立に向けた学びのセーフティネットを構築し、引き続き、経済的支援策を講ずることが必要であると指摘している。

平成 25 年 6 月には子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な措置を講じるものとされた。

しかし、保護者の負担が十分軽減されたわけではなく、就学援助を受ける子どもは年々増加し、平成 24 年度には全国で 155 万人に至っている。また、高等学校段階においては、「奨学のための給付金」制度が創設されたものの、高等学校等就学支援金で相殺される授業料以外の入学料や教材費、部活動のための経費等は、依然として保護者等が負担する必要がある。

そもそも、平成 22 年における一般政府総支出に対する公財政教育支出の割合は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均が 13.0%であるのに対して、我が国は 9.3%と最低レベルであり、他方、教育支出に占める私費負担の割合は、OECD加盟国の平均が 16.4%であるのに対して、我が国は 29.8%であるなど、我が国では教育の私費負担が重い。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、保護者負担を軽減するための就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 永田正巳

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第15号

防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の拡充を求める  
意見書案

上記提出する。

平成26年10月31日

提 出 者

教育警察常任委員長 吉 川 新



## 防災対策の見直しを含めた総合的な 学校安全対策の拡充を求める意見書案

地震活動の長期評価を行っている文部科学省所管の地震調査研究推進本部において、本年1月1日を算定基準日とする、今後30年程度の間における南海トラフ巨大地震の発生確率は、従前の60%~70%から70%に引き上げられた。

現在、学校の耐震化や防災機器の整備等は着実に進められている一方、公立学校施設における屋内運動場等の天井等の落下防止対策や校内の備品等の転倒落下防止対策、ガラス飛散防止対策など、非構造部材の対策はより一層の推進が求められている。

公立学校は、児童生徒の安全の確保のみならず、地震発生時には被災住民の応急的な避難場所となるなど重要な役割を担うことから、南海トラフ巨大地震等の災害を想定した公立学校施設の更なる耐震化や高台移転、防災機能の強化等は、喫緊の課題である。

また、登下校時における交通事故や傷害事件、不審者による声かけや子どもへのつきまといなど、子どもが被害者となる事件が後を絶たず、学校の内外における子どもの安全の確保も重要である。

よって、本県議会は、国において、防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の拡充に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 永田正巳

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)

## 平成26年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その12)

区 分	件 名	概 要																		
◎予算 (16件) 総務部	【1】平成26年度三重県一般会計補正予算(第5号) (補正額 約▲23億1千万円)  【2】平成26年度三重県県債管理特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲10億円)  【3】平成26年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲5百万円)  【4】平成26年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約4千万円)  【5】平成26年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約5千万円)  【6】平成26年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約8百万円)  【7】平成26年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲2百万円)  【8】平成26年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約2億4千万円)  【9】平成26年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約3千万円)  【10】平成26年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 2億円)  【11】平成26年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約2百万円)  【12】平成26年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約15億7千万円)  【13】平成26年度三重県水道事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲2億4千万円)  【14】平成26年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約70億7千万円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>16 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">議案46件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>20 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>10 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>53 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	16 件	}	議案46件	条 例	20 件	その他議案	10 件	認 定	- 件	報 告	7 件	提 出	- 件	計	53 件		
		予 算	16 件	}			議案46件													
		条 例	20 件																	
		その他議案	10 件																	
		認 定	- 件																	
		報 告	7 件																	
		提 出	- 件																	
		計	53 件																	

区 分	件 名	概 要
予算 つづき  ◎条例案 (20件) 総務部	【15】 平成26年度三重県電気事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲7千万円)  【16】 平成26年度三重県病院事業会計補正予算(第1号) (補正額 約 2千万円)  【17】 職員の配偶者同行休業に 関する条例案	地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し 必要な事項を定めるものである。  (公布の日から施行)
<参考> ○配偶者同行休業制度の概要 有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度であり、地方公務員法の一部改正に伴い創設されたものである。		
健康福祉部	【18】 三重県地域医療介護総 合確保基金条例案	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 に基づく計画に掲載された事業に要する経費に充てるため、基金を 設置するものである。  (公布の日から施行)  (主な制定内容) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定す る。
<参考> ○三重県地域医療介護総合確保基金の概要 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等の「医 療介護サービスの提供体制の改革」が急務であり、これを推進すべく、県が作成した計画に定める事業を支援す るため県が行う基金の造成に必要な経費を交付することを目的に、消費税増収分を財源とする医療介護提供体 制改革推進交付金及び消費税増収分以外の税収等による地域医療対策支援臨時特例交付金が交付される。 (国負担2/3、県負担1/3)		
	【19】 三重県民生委員定数条 例案	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため の関係法律の整備に関する法律による民生委員法の一部改正等に 鑑み、民生委員の定数を定めるものである。  (平成27年4月1日から施行)
<参考> ○民生委員法 (設置区域) 第3条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。 (定数) 第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で 定める。 2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見を聴くものとする。		

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【20】 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案</p> <p>【21】 三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等に鑑み、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものである。 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正等に鑑み、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものである。 (平成27年4月1日から施行)</p>
地域連携部	<p>【22】 三重県スポーツ推進条例案</p>	<p>スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、スポーツの推進について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的にスポーツを推進するものである。 (平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツの推進に関する基本理念を定める。</li> <li>(2) 県の責務並びに県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者の役割を定める。</li> <li>(3) スポーツの推進に関する県の施策の基本となる事項を定める。</li> </ol>

区分	件名	概要
戦略企画部	<p><b>【23】</b> 三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に鑑み、三重県個人情報保護審査会において特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 三重県個人情報保護審査会の所掌事項に、特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議することを追加する。</p> <p>(2) 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審査会に、専門委員を置くことができることを規定する。</p> <p>(3) その他規定を整備する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針) 第26条 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(以下「特定個人情報保護評価」という。)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針(次項及び次条第3項において単に「指針」という。)を作成し、公表するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>○特定個人情報保護評価に関する規則 (地方公共団体等による評価) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>○特定個人情報保護評価指針 第5の3(3)イ (略) 地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家がないなど、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。第三者点検の際は、点検者に守秘義務を課すなどした上で、公表しない部分を含む全項目評価書を提示し、点検を受けるものとする。第三者点検においては、指針に定める審査の観点を参考にすることができる。</p> <p>(略)</p>
県土整備部	<p><b>【24】</b> 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例及び同条例の施行のための規則に基づく風致地区内での行為の許可等の事務を処理することとする市町から、津市を削る。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【25】 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【26】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【27】 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正及び人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、特別職に属する職員等の期末手当の支給割合の改正を行うとともに、一般職に属する職員の退職手当の支給割合の改正等に鑑み、知事及び副知事の退職手当の支給割合の改正を行うものである。 (公布の日(一部平成27年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 特別職に属する職員等の期末手当について、年間支給割合を100分の405(現行100分の390)に改める。 (2) 知事の退職手当の支給割合を100分の59(現行100分の70)に、副知事の退職手当の支給割合を100分の39(現行100分の45)に改める。</p> <p>人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額の変更及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日(一部平成27年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 一般職に属する職員の給料月額を引き上げる。 (2) 一般職に属する職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の150(現行100分の135)に改める。</p> <p>一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 現業職員の給料月額を引き上げる。</p>
健康福祉部	<p>【28】 三重県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○地域医療再生臨時特例交付金の概要 国の「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)において、都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療提供施設の機能の強化、医師の確保等の取組に対し、都道府県に地域医療再生臨時特例交付金の交付が決定されたものである。</p>	<p>国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 基金の国庫への返還にかかる処分について規定する。</p>

区分	件名	概要
<p>県土整備部</p>	<p><b>【29】</b> 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料及び要除却認定マンションの建替えに係るマンションの容積率の特例許可申請手数料を追加する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○建築基準法 (特定用途誘導地区) 第60条の3 特定用途誘導地区内においては、建築物の高さは、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。 2・3 (略)</p> <p>○マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (容積率の特例) 第105条 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)、容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。)及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法第52条第1項から第9項まで又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとする事ができる。 2 (略)</p>
<p>総務部</p>	<p><b>【30】</b> 三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県福祉基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金及び三重県環境保全基金の財源に充てるため、法人の県民税の法人税割に係る税率の特例措置の適用期限を延長するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 法人の県民税の法人税割の税率に係る特例措置の適用期限を平成32年12月31日まで延長する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○法人の県民税の法人税割に係る超過課税の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 税率 4.0%(地方税法で規定する標準税率は3.2%、超過課税分は0.8%)</li> <li>2 対象法人 ①資本金額(出資金額)が、1億円を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税額が、年1,000万円を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社</li> <li>3 適用期間 昭和51年1月1日から平成27年12月31日(現行)までの間に終了する事業年度分</li> </ol>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p><b>【31】</b> 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、規定を整備するものである。</p> <p>(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 新たに保育所の施設の運営についての重要事項を定める必要があることから、規定を整備する。</p>
	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○子ども・子育て支援新制度の概要 平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために制定された子ども・子育て支援法及び関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度で、平成27年4月に本格施行の予定である。</p>	
	<p><b>【32】</b> 三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に鑑み、三重県子ども・子育て会議において幼保連携型認定こども園に関して調査審議するため、規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止等の命令及び認可の取消しについて調査審議する機関を設置する必要があることから、三重県子ども・子育て会議に部会を設置する旨を規定する。</p>
	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (設置等の認可) 第17条 (略) 2 (略) 3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。 4～7 (略) (事業停止命令) 第21条 (略) 2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。 (認可の取消し) 第22条 (略) 2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。</p>	

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p><b>【33】</b> 認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の全部改正に鑑み、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、規定を整備するものである。</p> <p>(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 認定こども園の認定要件等に関する条例中の幼保連携型認定こども園に係る規定を削る。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;参考&gt;</p> <p>○子ども・子育て支援新制度の概要 平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために制定された子ども・子育て支援法及び関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度で、平成27年4月に本格施行の予定である。</p>		
県土整備部	<p><b>【34】</b> 三重県都市公園条例の一部を改正する条例案</p>	<p>伊勢市が管理する五十鈴公園の県への移管及び鈴鹿青少年の森の野外劇場の廃止に鑑み、都市公園の施設の使用料等の規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 伊勢市が管理する五十鈴公園を県に移管することに鑑み、有料施設の使用料等の規定を追加する。 (2) 鈴鹿青少年の森の有料施設である野外劇場の廃止に伴い、同施設に関する規定を削る。</p>
教育委員会	<p><b>【35】</b> 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額の改定及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日(一部平成27年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 公立学校職員の給料月額を引き上げる。 (2) 公立学校職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の150(現行100分の135)に改める。</p>
	<p><b>【36】</b> 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>公立学校職員の給与改定に準じ、県立高等学校等の現業職員の給料月額を改定するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 県立高等学校等の現業職員の給料月額を引き上げる。</p>

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (10件) 総務部	<b>【37】</b> 当せん金付証券の発売に ついて	公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することに ついて、発売総額及び発売時期を定める。 ○発売総額 平成27年度 150億円以内
県土整備部	<b>【38】</b> 工事請負契約について	一般国道422号(八知山拡幅)道路改良(新八知山トンネル(仮 称))工事 ○ 場所 多気郡大台町滝谷地内 ○ 契約金額 820,800,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 多気郡大台町岩井635番地1 西・石正特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社西組 代表取締役 西 覚嗣 ○ 工事の概要 トンネル工 L=317.0m 道路工 L=23.0m
	<b>【39】</b> 工事請負契約について	一般県道亀山安濃線道路改良(鹿島橋橋梁上部)工事 ○ 場所 亀山市阿野田町地内 ○ 契約金額 562,528,800円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 津市栄町二丁目304番地 株式会社日本ピーエス 三重営業所 所長 菊山 耕二 ○ 工事の概要 橋梁上部工 L=217.0m

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【40】 工事請負契約について</p>	<p>中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)松阪浄化センター中央監視 制御設備改築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場所 松阪市高須町地内</li> <li>○ 契約金額 542,700,000円</li> <li>○ 契約方法 一般競争入札</li> <li>○ 請負者住所氏名 伊勢市竹ヶ鼻町99番地96 シンフォニアエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 加藤 一路</li> <li>○ 工事の概要 中央監視制御設備改築 1式 監視制御設備 ディスプレイ監視制 御装置改築 1式 運転操作設備 シーケンスコントロー ラ改築 1式</li> </ul>
<p>防災対策部</p>	<p>【41】 工事請負契約の変更につ いて</p>	<p>消防救急デジタル無線(共通波)整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場所 津市広明町13番地 他45箇所</li> <li>○ 契約金額 変更前 1,944,600,000円 変更後 1,940,017,800円</li> <li>○ 契約方法 随意契約</li> <li>○ 請負者住所氏名 名古屋市中区錦一丁目17-1 日本電気株式会社東海支社 支社長 中村 寿文</li> <li>○ 工事の概要 消防救急デジタル無線(共通波)整備工 一式</li> </ul>
<p>県土整備部</p>	<p>【42】 工事請負契約の変更につ いて</p>	<p>一般国道260号(南島バイパス)道路改良(2号トンネル(仮称))工 事(分-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場所 度会郡南伊勢町鬻浦地内</li> <li>○ 契約金額 変更前 727,920,000円 変更後 721,327,680円</li> <li>○ 契約方法 随意契約</li> <li>○ 請負者住所氏名 度会郡南伊勢町村山1111番地1 稲葉・南建特定建設工事共同企業体 代表者 稲葉建設株式会社 代表取締役 松岡 久雄</li> <li>○ 工事の概要 トンネル工 L=104.0m 道路工 L=72.0m</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p><b>【43】</b>            公立大学法人三重県立看護大学第二期中期目標について</p>	<p>地方独立行政法人法第二十五条の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めるため、議決を経るものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示する。</p> <p>I 中期目標の期間 平成27年4月1日から平成33年3月31日まで</p> <p>II 大学の教育研究等の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>2 研究に関する目標</p> <p>3 地域貢献等に関する目標</p> <p>III 業務運営の改善および効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>2 人事の適正化に関する目標</p> <p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 自己収入の確保に関する目標</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>V 自己点検・評価および情報の提供に関する目標</p> <p>1 自己点検および評価の充実</p> <p>2 情報公開等の推進</p> <p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設・設備の整備、維持管理等に関する目標</p> <p>2 危機管理に関する目標</p> <p>3 人権の保護に関する目標</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【44】 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県聴覚障害者支援センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県聴覚障害者支援センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 津市桜橋二丁目131番地 名 称 一般社団法人三重県聴覚障害者協会 代表者 会長 深川 誠子</p> <p>○指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</p>
環境生活部	<p>【45】 三重県総合文化センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県総合文化センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県総合文化センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○ 指定管理者 所在地 津市一身田上津部田1234番地 名 称 公益財団法人三重県文化振興事業団 代表者 理事長 飯田 俊司</p> <p>○ 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</p>
地域連携部	<p>【46】 三重県立熊野古道センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県立熊野古道センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立熊野古道センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 尾鷲市野地町12番27号 名 称 特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク 代表者 理事長 花尻 薫</p> <p>○指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
◎報告 (7件) 雇用経済部	<b>【47】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年6月25日北牟婁郡紀北町海山区相賀地内の駐車場に おいて発生した雇用対策課に係る自動車による公務上の事故に関 して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 46,649円
警察本部	<b>【48】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年4月28日南牟婁郡御浜町大字阿田和地内の町道にお いて発生した紀宝警察署に係る自動車による公務上の事故に関し て損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 26,980円
	<b>【49】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年6月17日津市芸濃町中繩地内の市道において発生し た津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の 額について和解した。 損害賠償額 119,880円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【50】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年7月1日津市丸之内地内の駐車場において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 21,683円
県土整備部	【51】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年8月8日伊勢市宇治館町地内の県道伊勢磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 410,076円
	【52】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年8月11日伊賀市丸柱地内の国道422号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 243,345円

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【53】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について</p>	<p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>



## 平成26年 定例会日程 (案)

月	日	曜	日 程		備 考
11月	14日	金	休 会		議会運営委員会
	15日	土			
	16日	日			
	17日	月	休 会		
	18日	火	休 会		
	19日	水	休 会		
	20日	木	休 会		
	21日	金	本会議	採決 議案上程 提案説明(11月定例会)	議案聴取会 議会運営委員会
	22日	土			
	23日	日		(勤労感謝の日)	
	24日	月		(振替休日)	
	25日	火	休 会		
	26日	水	休 会		
	27日	木	本会議	議案質疑	議会運営委員会
	28日	金	本会議	一般質問	
	29日	土			
	30日	日			
12月	1日	月	休 会		
	2日	火	本会議	一般質問	
	3日	水	休 会		
	4日	木	本会議	一般質問	
	5日	金	委員会	予算決算常任委員会(平成27年度当初予算要求状況)	
	6日	土			
	7日	日			
	8日	月	委員会	予算決算常任委員会(平成27年度当初予算要求状況総括的質疑)	
	9日	火	委員会	付託議案審査〔戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、健康福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	10日	水	委員会	付託議案審査〔総務地域連携、環境生活農林水産、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	11日	木	委員会	付託議案審査〔戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、健康福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	12日	金	委員会	付託議案審査〔総務地域連携、環境生活農林水産、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	13日	土			
	14日	日			
	15日	月	休 会	(常任委員会予備日)	
	16日	火	休 会	(委員会等予備日)	
	17日	水	委員会	予算決算常任委員会(採決)	
	18日	木	休 会		代表者会議 議会運営委員会
	19日	金	本会議	閉会(採決)	

※ 請願陳情の受理

・ 11月21日(金) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

・ 10月18日(金)～11月20日(木)



## 平成 26 年 定例会 11 月定例会議 議案聴取会日程 (案)

- 1 開催年月日 平成 26 年 11 月 21 日 (金)  
本会議散会後
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順

所 管 名	議案	報告	備考
総務部	○		
防災対策部	○		
戦略企画部	○		
警察本部	○	○	
病院事業庁	○		
企業庁	○		
健康福祉部	○		
環境生活部	○		
地域連携部	○		
農林水産部	○		
雇用経済部	○	○	
県土整備部	○	○	
教育委員会	○	○	
部外	○		

※部外 人事委員会事務局・監査委員事務局・出納局  
議会事務局



質問者一覧表(案)

平成26年定例会(11月定例会議)

月 日(曜)		順序・氏名(党派)				
質問区分		1	2	3	4	5
11月28日(金)	一般質問	議員 (自民みらい)	議員 (鷹山)	議員 (公明党又は みんなの党)	議員 (公明党又は みんなの党)	議員 (新政みえ)
		1	2	3	4	5
12月2日(火)	一般質問	議員 (自民みらい)	議員 (新政みえ)	議員 (自民みらい)	議員 (新政みえ)	
		1	2	3	4	
12月4日(木)	一般質問	議員 (自民みらい)	議員 (新政みえ)	議員 (新政みえ)	議員 (新政みえ)	
		1	2	3	4	

(参考) ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度。ただし、11月28日(金)の公明党及びみんなの党は一人30分程度。

・関連質問

新政みえ  
公明党

8回  
1回

自民みらい  
みんなの党

7回  
1回

鷹山

1回



## 請願の処理経過及び結果の報告

### ○ 平成23年第3回定例会で採択された請願

- ・ 通所サービス利用促進事業の制度存続を求めることについて
- ・ 公衆浴場施設設備の整備に伴う助成を求めることについて
- ・ 三重県立聾学校独自の寄宿舍存続を求めることについて

### ○ 平成24年第2回定例会で採択された請願

- ・ 軽度・中等度難聴児補聴器助成制度の拡充を求めることについて

### ○ 平成25年定例会9月定例会議で採択された請願

- ・ 保育士修学資金貸付事業及び保育士研修等事業の実施を求めることについて
- ・ 障がい者入所施設の拡張（新設）とさらなる質の向上を求めることについて

### ○ 平成26年定例会9月定例会議で採択された請願

- ・ 医療的ケアを必要とするような重度重複障がい児者の地域生活向上について



## 意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

12月12日（金）午後5時まで



## 11月21日の議事予定

## 自治功労者表彰状 伝達式

## 開 議

## 諸報告

- ・ 予算決算常任委員会審査報告書（認定議案）並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・ 意見書案の提出について
- ・ 議案等の配付について
- ・ 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料の配付について
- ・ 監査報告の配付について
- ・ 例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第1 認定第5号から認定第17号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 請願の件〔討論、採決〕

日程第3 意見書案第12号から意見書案第15号まで  
〔討論、採決〕

日程第4 議案第158号から議案第203号まで〔提案説明〕

休会の件

散 会

---

議案聴取会  
議会運営委員会  
代表者会議  
予算決算常任委員会理事会